

宅地建物取引業者名簿登載事項変更届等の必要書類一覧(法人用)

- ・届出の際、提出が必要となる書類の一覧表です。
- ・「○」のついているものが必要書類で、「②」と表示されているものは2部(1部は受付後返却します。),「○」は1部提出。郵送による届出の場合は返信用封筒(切手貼付)を同封ください。

(変更する事項) (提出書類)	商号 又は 名称	代 表 者	役 員				政 令 使 用 人				専 任 の 宅 建 士				事 務 所 所 在 地	氏 名 の 変 更				従 業 者	廃 業	注 意 事 項		
			就 任		退 任		就 任		退 任		就 任		退 任			代 表 者	役 員	政 令 使 用 人	専 任 の 宅 建 士				就 任	退 任
届出書等様式	業者名簿登載事項変更届 (第1面～第4面)	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	変更のあった事項の欄のみを記入する(第2面～第4面については該当するものを提出)。		
	免許証書換交付申請書	○	○											○	○							変更のあった事項のみ記入する。免許証の交付について郵送を希望する場合は、返信用封筒(430円の切手貼付)を添付。		
	従業者異動届		②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	代表者以外の役員については、実際に宅建業に従事する者が対象となる。		
	廃業等届出書																			②	②	届出の理由により届出義務者が違うので注意。		
添付書類	誓約書		○	○		○																対象者が複数の場合でも一通でよい。		
	専任の宅地建物取引士設置証明書									○												「宅建業に従事する者の数」には専任の宅地建物取引士を含む人数を記入する。		
	略歴書		○	○		○			○													職歴欄は、現在に至るまで省略しないで記入。		
	身分(身元)証明書		○	○		○			○													本籍地の市町村で発行。		
	登記されていないことの証明書(注)		○	○		○			○													熊本地方法務局(本局)の窓口で発行。		
	従業者証明書(写)		○	○		○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	代表者以外の役員については、実際に宅建業に従事する者が対象となる。		
	宅建士の顔写真														○							縦10cm×横7cmで撮影後6ヶ月以内のもの。		
	事務所使用の権原に関する書面														○							事務所移転、事務所新設の場合に必要。		
	事務所付近の案内図														○							最寄りの交通機関、公共施設等の位置が明示されたもの。		
	事務所の写真														○							外部2枚、内部2枚。[建物の外観と掲示物(業者票、報酬額表)が確認出来るもの]		
	登記事項証明書		○	○	○										○	○						変更事項が確認出来るもの。役員の退任を伴う場合には、「履歴事項全部証明書」が必要。		
戸籍抄本														(○)	(○)	○	○				氏名の変更が確認出来るもの(代表者、役員の名義変更の場合には、登記事項証明書又は戸籍抄本を添付ください)。			
	宅地建物取引業者免許証	○	○											○	○						○	現在使用中の免許証の原本。		
その他(宅地建物取引士変更登録申請書)														○	○						○	申請者は宅地建物取引士個人。		

(注) 全国の法務局・地方法務局の本局(熊本県内は熊本市大江の熊本地方法務局)の窓口で交付を受けることができます。ただし、郵送による申請の場合は東京法務局のみの受付となります。証明する事項については「成年被後見人、被保佐人とする記録がない」の欄にチェック。

※ 届出書等様式ダウンロード方法
「熊本県ホームページ」→「県土づくり」→「建築・建設業・土地」の中の「不動産取引」をクリックし、さらに「宅建業者」のページに移動すると、宅地建物取引業者に関する申請書等様式あり